

氏名	田 中 成 明 た なか しげ あき
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 49 号
学位授与の日付	昭 和 55 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	裁 判 を め ぐ る 法 と 政 治

論文調査委員 (主査) 教授 上山安敏 教授 福島徳寿郎 教授 谷口安平

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、裁判の政策形成を中心に、現代社会における裁判の在り方を追求したものであり、序章と五章と終章の構成から成っている。

先づ、序章では、近時のわが国の裁判を見ると、憲法訴訟の分野では勿論のこと、公害防止、環境保全あるいは消費者保護のために住民運動・消費者運動が活発化する中で、裁判の果す役割が変容し、裁判がその本来の使命である紛争解決機能だけでなく、同時に一定の政策形成機能を果すようになって来たこと、そのため従来の支配的なアプローチである、裁判の紛争解決機能に照準をあわせた伝統的な専門法学的思考様式・枠組だけでは、今日の法的メカニズムに向けられている様々な期待や要求に対処し切れず、このことが今日の法律学に対して新しい課題を提供するに至っていること、が述べられている。

かくて著者は、そうした課題に対応するために、次の原理的分析視座を構築することを提示する。第一に、現存の法秩序を所与的存在として固定的受動的に受け取ることなく、法秩序の生成・発展過程における一般市民や法曹階層の主体的参加の役割を正当に位置づけること、第二に、近代西欧法秩序や、そのもとの権利義務概念、裁判手続などの法的形態を、普遍妥当的なものとする近代主義的なリーガリズムから脱却し、近代西欧の法秩序や法的形態の特質をより広い比較史的パースペクティブから相対化してとらえなおすこと、第三に、裁判をはじめとする法的メカニズムを、紛争解決・政策形成という政治社会に普遍的にみられる過程のなかに位置づけることによって、他の様々の公私の紛争解決・政策形成の方式とも有機的に関連づけて、比較しながら理解・評価すること、である。

以上の三つの問題関心の上で立って、第一章では、道徳・宗教・習俗などの社会規範や政治権力の命令・強制から分化したものとして法をとらえる近代西欧リーガリズムがこのような法の存在形態を普遍妥当的なものとし、そこにみられる特質を欠いた規範・秩序を非合理的・未成熟なものとして斥けるという危険性をもっていたことを指摘し、その反省をふまえて、著者自身の懐く、法的メカニズムについての叙述を展開する。

かくて著者は、法の分析モデルとして「普遍主義型法」と「管理型法」と「自律型法」という三類型を

提示する。「普遍主義型法」は、法的メカニズムがもっとも純粋な形であらわれたものであり、a) 一般的な法的準則、法的人格者間の権利義務関係の規制、b) 公権的司法機関の立法部・行政部からの独立、c) 専門技術的な法的推論、d) その担い手としての専門的法曹階層の存在、という特徴をもち、これは近代西欧法秩序において「合法性」の中核をつくっている。それに対して「管理型法」は相当程度組織化され、統一された政治権力の存在を前提にしたものであり、その政治権力の担い手が一定の政治的・社会経済的な政策目標の達成・維持のために定立・運用する一般的な命令・指図である。それは、現代社会において、公権力機関による社会における価値・利益の配分・調整への積極的介入の要請に応じて、行政国家への移行が決定的となるにつれて、比重が飛躍的に高まる。これらに対して、「自律型法」は、比較的小規模で文化的同質性の高い社会関係において、その構成員の価値・利益の配分・調整や、それをめぐって生じる紛争の解決を規制するために、諸々のインフォーマルな社会規範やその構成員で共有されている正義・衡平感覚に基づいて、自主的に生成し存立するものである。

第二章では、日本の法文化がとりあげられている。一般にわが国において、いわゆる伝統文化が比較的最近に至るまで、広範にわたって根強く残存していたことが、法に対する主体的な意識と行動の培養を妨げてきた主因であるといわれてきたが、著者は、西欧モデルの単線的進歩史観に基づいて、わが国の伝統的法文化を評価する態度に再検討をうながしつつ、論述を進めている。

第三章では、現代の裁判を規定している法イデオロギーと制度的枠組が裁判の非政治性・中立性のイメージになってあらわれているが、これが歴史的に、近代国家の生誕と相前後して、法の支配・法治国家・権力分立という自由主義的統治原理並びにこれと表裏一体の関係にある普遍主義型法体系の存在を前提にしたものであり、それを厳密に理解するかぎり、一つの「司法的神話」になっていることを指摘する。

さらに現代の裁判の制度的枠組特質として、裁判の対象が特定の具体的個別的な紛争に限定されていること、裁判手続が当事者対立主義を基軸にしていること、および一定の法的基準が予め定立・公示されていること、という、各々、裁判の対象・手続・規準面における特徴があるが、これらの制度的枠組が、裁判へのアクセスや参加の仕方、訴訟の進め方、法的推論の在り方、裁判によって与える救済・制裁の形態等々、裁判過程全体の構造と機能を規定している。次いで、この制度的枠組が、司法的政策形成やそれに対する働きかけの態様を具体的にどのような形で制約しているか、また、司法的政策形成のために、どの程度、どのような仕方で弾力的に理解・運用することが許容されるか、が検討されている。

第四章では、わが国の従来の紛争解決、政策形成過程の在り方の抜本的な再編成を促している、住民運動・消費者運動などの市民運動に観点が移されている。今日の市民運動の展開を現体制の健全な作動と漸進的変動に寄与する創造的エネルギーとして位置づける著者は、この市民運動の法的戦略をめぐる状況を、二つの側面から解明していく。一つは、市民運動の裁判闘争について、フォーマルな法理論のレベルだけを孤立させて取り上げるのではなく、裁判闘争の展開の理由・背景やその目標・効果などを、政治過程の中で位置づけ、できるかぎり広い視野から解明すること、第二に、この市民運動に見られるような法的戦略の展開が、わが国の伝統的法文化の変容並びに法に対する主体的な態度の培養ということとどのように関連しているかを解明することである。

著者は、市民運動が権利闘争という形をとって展開される理由・背景を述べ、この権利闘争の方式を、

「自主交渉方式」「参加方式」「訴訟方式」の三類型に分類して検討を進める。この方式は、前記の三つの法類型という分析モデルと関連づけて位置づけるならば、「自主交渉方式」は「自律基法」に、「参加方式」は「管理型法」に、「訴訟方式」は「普遍主義型法」に対応するものである。

第五章は、水俣病被害者がチッソとの補償交渉の際に起した傷害事件に対して、東京高裁が地裁の第一審有罪判決を破棄し、本件起訴が公訴権濫用にあたるとして公訴棄却を言渡した判決を取り上げ、このチッソ川本事件の提起している原理的諸問題に考察を加えたものである。

ここで著者は、法の世界はどのような特質をもっているか、裁判所の判断の及ぶ法的抗争の範囲はどのように限定されるのか、法によって実現されるべき正義とは何か、平等とは何か、権利実現における私人の役割と正当な実力行使の限界はどのようにして決められるのか、正義あるいは権利の実現において権力機関、とくに裁判所の果たすべき役割はどうか等の観点から詳細な考察を進めている。

かくて著者は、終章において、以上の各章における考察成果を整理しながら、現時にみられる司法的政策形成への期待の高まりと、それに伴う裁判の政治化の領域拡大が、序章で示された分析視座からみて、どのような課題を提起しているかについて述べている。

論文審査の結果の要旨

今日、わが国の裁判では、憲法訴訟、公害訴訟、消費者訴訟などに見られるように、政治との接点が重要なものになってきている。著者は、こうしたわが国の裁判現象に注目して、これを学問的探求の対象としている。従来、わが国では、裁判過程の展開そのものが政策形成過程全般に様々なインパクトを及ぼすという機能面について、法学者の方から積極的に取り組まれたことはなかった。著者により、本論文で行われた問題提起は、そうした法学の在り方に対する反省からなされている。

確かに、実定法学的な思考様式や枠組の視野を拡大し、再編成してゆかねばならない時期を迎えていることは、大方の認めるところである。そこで著者は、たんなる法解釈学を媒介とした、法理論と裁判実務とを架橋する法律学の在り方にあきたらず、それを超えた独創的な方法の構築を試みようとしている。

法・正義・裁判・権利などの一般理論を具体的な法実務のなかでどう生かしていくか、という問題は、長年法理学の求めてきたテーマであり、しかも法実務家達の側からも求められながらも、法学者が十分に対応し切れなかったものであったといえよう。その意味で本論文は法社会学をふくめた法の基礎理論に新しい研究分野を切り拓いたものとして、その先駆的意義を高く評価することができる。

また、極めて豊富な文献と情報の収集に長け、その論述に克明な裏づけを与えていることは、本論文の信頼性を高いものにしてはいるが、それにもまして、本論文の格調の高さを感じさせるのは、ロールズの正義論をはじめとするアメリカの思想界の成果を身につけた著者のもつ深い学殖によるといえよう。

本論文には、絶えず流動する裁判現実を追い求める法律家的視角と、価値の体系化と普遍性を探り求める哲学的視角とのコントラストが見事に交叉している。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。